

し尿処理 手数料

気をつけよう納期!

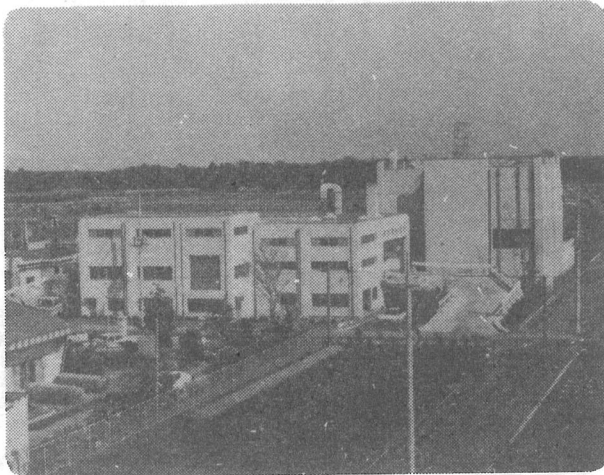
滞納↓収集中止に

私たちの日常生活の中で欠くことの出来ないのがし尿処理です。山武郡市広域行政組合では、最高の技術と近代化設備を誇る施設「環境管理センター」の完成により、東金市および山武郡内町村のし尿処理業務の充実に、常に先行的に取組んでいます。

ところが、これらの業務にかかる費用の大半は皆さんが納める手数料収入でまかなわれているのです。したがってこの手数料を納め

ていただけませんと処理業務に大きな影響があり、またきちんと手数料を納めている人達にも迷惑をかけることとなります。

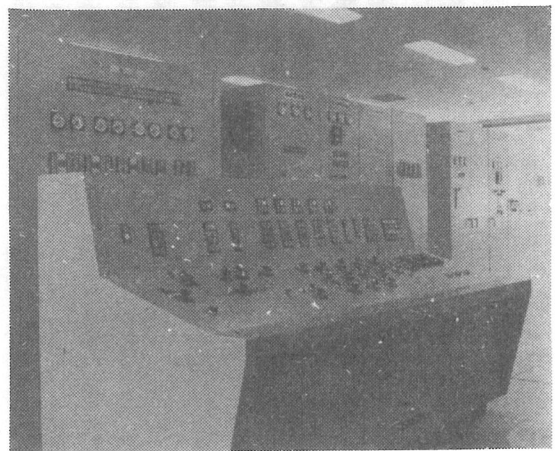
このほど組合条例が一部改正され、滞納すると手数料が納まるまで汲取りを一時中止することになりました。し尿処理手数料は納期限までに必ず納めて下さるようお願いいたします。



▲近代化設備を誇る環境管理センター（東金市）

見学しませんか？

上水道処理施設



▲すべてコンピューターによる自動制御で！
(松尾配水場)

水道企業団では、取水した水がどのような過程を経て、飲料水となり、皆さんの家庭へ送っているのか、またその過程の監視体制はどうなっているのか、実際に見て、水道に対する認識を深めていただくため、皆さん方の見学をお待ちしています。

見学はなるべくグループや、各種団体などの何かの集まりの機会を利用し、まとまっておいで下さい。

尚グループ、団体などの場合は、可能な限りマイクロバスを用意しますので、一週間以上前にご連絡下さい。

(連絡先 企画課 ☎(2)1115)

納めた税金がかえります

昭和52年分所得税の特別減税が行われ、次の金額が還付されることになりました。

還付される金額は、本人は 6,000円、控除対象配偶者や扶養親族は1人につき 3,000円として計算した金額です。ただし、昭和52年度分の所得税額のほうが少ないときはその税までとなります。

還付を受けられるのは、昭和五十二年分の所得税を納めた人です。ただし、利子・配当などの源泉分離課税の所得税については還付されません。

①サラリーマン

本年六月一日現在において昨年と同じ会社に勤務しているサラリーマンは、六月〜七月ごろ、勤務先から還付されます。しかし、給与以外に所得があつたり、二か所以上から給与をもらっているために確定申告をした人で、勤務先から還付しきれない分があるときは、

その分については、次に説明する「事業所得者」と同じ方法で還付されます。

②事業所得者

事業所得者などの確定申告をして納税した人は、六月末ごろに税務署から特別減税についてのお知らせが送付されますから、これに同封してある還付請求書用紙に必要な事項を記入して、税務署に送り返してください。そうしますと、税務署から還付金の支払通知書が送られてきますから、この支払通知書によって郵便局で還付金を受取るようになります。

くわしいことは東金税務署(☎04755(2)3121)まで。